

4月からの介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のスタートに伴い、介護保険サービスが再編されます（下図参照）。

そこで今回は、変更点について概要をお知らせします。

ポイント①

「要支援」の人のホームヘルプとデイサービスが総合事業に移行

「要支援1・2」の人のホームヘルプとデイサービスが総合事業の枠組みに移行します。これまでは国が規定する全国一律の基準でサービスを実施してきましたが、今後は、市が基準をつくり、生活支援や介護予防事業のメニューの中でサービスを提供することになります。これまでのサービスとともに、心身の状態や生活状況に沿いつつ、利用料などを考慮し、市独自のサービスを実施していきます。

※4月以降、「総合事業」でホームヘルプやデイサービスを利用していただくもので、サービスがなくなるものではありません。

ポイント②

積極的な社会参加で、自ら介護予防を

転倒予防

教室や体操

といった地

域での活動

に参加しな

がら、介護

予防に取り

組むことを

促進します。



▲転倒予防教室の様子

「要介護」の認定を受けている人へのサービスは、これまでと変更ありません。

また、「要支援1・2」の人や生活機能に低下が見られる人は、地域包括支援センター職員やケアマネジャーが相談を受け、その人に適したサービスを計画します。

なお、訪問看護や住宅改修などの介護予防給付サービスは、これまでと同様です。

※サービス内容や利用の流れなどの詳細は、今後お知らせします。

介護保険サービス(介護予防サービス)の再編

<現在>

<変更後> 4月以降

「要介護1～5」の人への介護サービス

- ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、訪問看護、住宅改修、福祉用具貸与、特別養護老人ホームなど

- これまでと同様（国が基準を規定）

「要支援1・2」の人への介護予防サービス

- 訪問看護、ショートステイ、住宅改修、福祉用具貸与など
- **ホームヘルプ、デイサービス**

- 訪問看護、ショートステイ、住宅改修、福祉用具貸与などこれまでと同様（国が基準を規定）

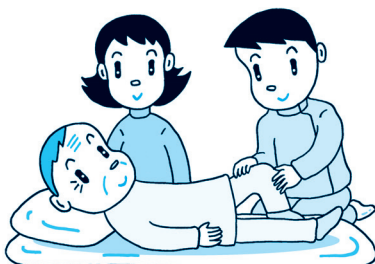
生活機能に低下が見られる人への介護予防事業

「要支援1・2」・生活機能に低下が見られる人

「総合事業」

- ◆ 生活支援・介護予防サービス
これまでと同等のホームヘルプやデイサービス、家事手伝いや体操教室、健康指導など
- ◆ 一般介護予防事業（すべての高齢者が対象）
転倒予防教室、リハビリ専門職等による地域活動支援など

市が基準を規定



行政 Information
地域で支える 避難支援と日ごろの見守り
 ～避難支援・見守り支えあい制度への登録と活用～

高齢福祉介護課（☎65・7789）

災害時に、高齢者やしょうがいのある人など避難行動を自分で行うことが困難な人（要援護者）の安否確認、救助、避難誘導には、地域の支えあいが大変大きな力となります。

身近な自治会での支えあいの体制があることは、要援護者の安心につながり、市はこうした地域活動を支援しています。

地域の

「避難支援・見守り支えあい制度」

この制度では、支援を受けたい人の申請に基づき、避難等に必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会が中心となって作成し、自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者、市、社会福祉協議会が共有します。

地域での「いつも」の付き合いを深め、自治会と身近な支援者が一体となり、災害時など「もしも」のときの避難支援等の行動を円滑にすることを目指しています。

※登録申請には、情報共有について同意いただくことが前提です。

①支援を希望する人は申出を

「災害が起こったら高齢者だけで避難できるだろうか…」 「いざという時に一人暮らしの親が心配」といった人は、自治会長や民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会などにご相談ください。登録申請は、本人、家族、代理人ができます。また、地域の中で登録の呼びかけを行うなど、支援活動の輪を広げていくことも大切です。

②出前講座では、より詳しい話をお届けします

「避難支援・見守り支えあい制度」の内容や「同計画（個別計画）」の作成について説明します。申込み等は次の連絡先まで。

問

登録担当…高齢福祉介護課

☎65・7789

出前講座担当…社会福祉課

☎65・6536

**地域の防災福祉力の
パワーアップに向けて**

災害に備えた活動を地域内で確認し、普段から取り組むことは、緊急時に素早く対応するためにとっても重要なことです。

各自治会で、こうした取組をすすめていただくため、助言などの支援を行う講師を派遣しています。

支援内容の一例
 ※社会福祉協議会の職員が中心となり対応します。

■避難所、防災倉庫、消火栓や避難誘導に必要な情報などを示した「防災福祉マップ」の作成支援

■見守り活動資材や啓発物品の活用指導

■研修講座の実施

「避難所の運営を体験する講座」
 「災害時の食事作りの体験講座」など

■要援護者台帳・個別計画（避難支援・見守り支えあい制度）の整備支援

▼自治会での講座の様子



▲見守り活動資材の例

自治会での活動計画を立てるときなどに、ぜひ「日ごろの見守り」と「いざというときの対応」について話し合ってみてください。
 講師の派遣についての問合せは左記まで。

問 市社会福祉協議会

☎62・1804